令和7年度 相談援助実務の区分一覧表

【目次】

•	実務経験証明書を	と提出される方へ	• • • •	• • • • • • • •	• • • • •	• • • • • • • •	•• 2	2
•	実務経験証明書	よくある書き間違	い例	• • • • • • • •	• • • • •	• • • • • • • •	•• (3
•	実務経験の区分	• • • • • • • • • • • • • •				• • • • • • •	• • /	4

指定施設における相談援助の業務の範囲

本冊子P4~16に記載の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に 従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められ ます。

実務経験証明書(募集要項P44~48)の「施設(事業)等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、本冊子の記載内容のうち、該当する「施設種類」、「職種」及び「施設・職種コード」を記入してください。

作成手順につきましては、本冊子P2.3と実務経験証明書の裏面をご覧ください。

nifis 日本こども福祉専門学校 社会福祉士通信学科

TEL:025-240-4820

〒950-0086 新潟市中央区花園1丁目4番8号
FAX: 025-240-4821 E-mail: tw-g@nifis.jp
受付時間:月~金9:00~17:30 土日祝 休業
※臨時休業を行う場合がございます。その場合には本校ホームページ等にて
随時お知らせいたします。

実務経験証明書を提出される方へ

- (1) 1か所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算(合算)することで入学 資格を満たせば出願することができます。この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で 作成された実務経験証明書が必要となります。
- (2) 施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、本校社会福祉士通信学科へお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ず本冊子『相談援助実務の区分一覧表』の実務経験証明書の作成に必要な部分(入学資格、実務経験コード番号表及びこの証明書の記入例等)を示してください。
- (4) 入学願書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、旧姓を入学願書に必ず明記してください。

施設・事業所・機関の方へ(証明書作成時の注意事項)

- (1)『相談援助実務の区分一覧表』を参照し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、入学申し込みを受理できません。
- (2) 「施設(事業)等種類」「職種」「施設・職種コード」は、『相談援助実務の区分一覧表』に 記載の名称・番号(4ケタ)をそのままの表記で記入してください。
- ※ 『相談援助実務の区分一覧表』の「施設種類」欄右下に記載されている「1-(2)」等の番号は、 学校確認用コードです。「施設・職種コード」ではありませんので、「実務経験証明書」には 記入しないでください。
- (3) 出願時(証明書作成時)に入学資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込 みの日までを記入してください(例えば、令和7年4月23日に入学資格を満たす予定がある場合は、令和7年4月23日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください)。

実務経験証明書を見込みで作成した場合は、入学資格に必要な従業期間が満たされた時点で直 ちに確定した証明書を再交付してください。(最終提出期限:令和7年4月28日(月)(消印有 効))

- (4) **訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正**してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (5) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、この写しを保存してください。
- (6) 不実・錯誤した内容を記載した場合、入学を無効とします。
- (7) 消せるボールペン等は使用しないでください。
- (8)「○○1年」は「○○元年」の記載でも可。

職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務 している事実が辞令によって明確であって、その**主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方 が対象となります**。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになります。

例) 指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、

「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。

「施設・職種コード」欄は、「2011」のように、主たる業務である職種のコードを記入してください。

実務経験証明書 よくある書き間違い例

【注意】

施設種類および職種は、施設内にて使用されている名称ではなく、『相談援助実務の区分一覧表』の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」欄に記載の名称をそのままの表記で書き写してください。

◆「施設(事業)等種類」欄について

書き間違い例	正しい記入方法
「通所介護」と記入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り、「指 定通所介護を行う施設」とご記入ください。
所属する事業所が介護付有料老人ホームであるため、「介護付有料老人ホーム」と記入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り、「指 定特定施設入居者生活介護を行う施設」とご記入く ださい。
所属する事業所が就労移行支援と就労継続支援の両 事業を行っているため、「就労移行支援を行う施 設・就労継続支援を行う施設」と記入した。	主たる業務を行っている施設の名称(1 つのみ) を ご記入ください。

◆「職種」欄について

1441—1	
書き間違い例	正しい記入方法
支援相談員と相談指導員を兼務しているので、「支援 相談員・相談指導員」と記入した。	「支援相談員 兼 相談指導員」とご記入ください。施設・職種コード欄は、[1021] のように、 主たる業務である職種のコード をご記入ください。
介護支援専門員と管理的業務を兼務しているので、 「介護支援専門員兼管理者」と記入した。	管理的業務に従事(兼務)している期間は、「管理職」を主たる業務であると見なすため、当該期間は「実務経験証明書」内の「従事期間」に含めることができません。
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)で 相談援助を行っていたので、「相談援助業務」と記 入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り 、「相談援助業務を行っている職員」とご記入ください。
地域包括支援センターで、主任介護支援専門員とし て勤務しているので、「主任介護支援専門員」と記 入した。	『相談援助実務の区分一覧表』に記載の通り、「包括的支援事業に係る業務を行う職員」とご記入ください。

◆ その他

書き間違い例	正しい記入方法
所属していた事業が、「精神障害者地域生活支援センター」から「地域活動支援センター」に変更になり、両施設での実務経験を合算しないと実務経験年数を満たさないが、実務経験証明書の「施設(事業)等種類」欄には、「地域活動支援センター」のみ記入した。	両方の実務を合算しないと実務経験年数を満たさない場合は、「精神障害者地域生活支援センター」と 「地域活動支援センター」それぞれの実務経験証 明書を作成いただく必要があります。
誤った内容を記入したため、訂正のため出願者本人の印を押印した。	実務経験証明書の訂正は、 証明権限を有する代表者の職印(職印欄に押印したものと同じ印)を押印 してください。
社会福祉協議会が運営する「指定通所介護を行う施設」に勤務しているため、「市(区)町村社会福祉協議会用」の実務経験証明書に記入した。	社会福祉協議会が運営する施設等に勤務する職員 の方は、「施設・事業所・機関職員用」の実務経験 証明書にご記入ください。

実務経験の区分

	児 童 気)野	 施設・職種
	施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
		児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
	児童相談所	相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
	1-(2)	保育士	1367
		母子支援員、母子指導員	1371
	以了此还十些技訊	少年指導員(少年を指導する職員)	1372
	母子生活支援施設	個別対応職員	1373
	1-(3)	自立支援担当職員	1374
	()	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
	児童養護施設	家庭支援専門相談員	1384
	,	職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	1-(4)	自立支援担当職員	1387
	1-(4)	★児童指導員 (※2)	1561
児	障害児入所施設	★保育士 (※3)	1562
	児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	児童発達支援管理責任者	1563
童	1- (5)	心理担当職員	1564
	知的障害児施設	★児童指導員 (※2)	1391
福	(知的障害児施設	★保育士 (※3)	1391
	自閉症児施設 (第一種、第二種) 2-(33)	★保育工 (※3) ★児童指導員 (※2)	1401
祉	知的障害児通園施設 2-(33)	★	1401
	盲ろうあ児施設		
法	(盲児施設)	★児童指導員(※2)	1411
	ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 2-(33)	★保育士 (※3)	1412
	肢体不自由児施設 (肢体不自由児施設)	★児童指導員(※2)	1421
	肢体不自由児通園施設	★保育士 (※3)	1422
	,	児童指導員	1431
	旧辛之理法處按訊	保育士	1432
	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	個別対応職員	1433
	(Trans. 1 D. C. L. 75 H. 75 M. B.C.)	家庭支援専門相談員	1434
	1-(6)	自立支援担当職員	1435
		★児童指導員(※2)	1441
	重症心身障害児施設	★保育士 (※3)	1442
	2-(34)	心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443
		児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
	児童自立支援施設	個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
	1-(7)	自立支援担当職員	1456
	児童家庭支援センター 1-(8)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461

		児 童 分	} 野	施設・職種
		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
			里親制度等普及促進担当者	1641
			里親等支援員	1642
	甲	支援センター	里親研修等担当者	1643
	土机	文1及 こマ ク	家庭支援専門相談員	1644
			自立支援担当職員	1645
		1-(9)	養親等相談支援員	1646
	D-tc		★指導員 (※1)	1571
			★児童指導員(※2)	1572
	児	 児童発達支援事業を行う施設	★保育士 (※3)	1573
	選 所	九重元廷又拔爭朱。[1] / 旭故	児童発達支援管理責任者	1574
	支		機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	1575
	抜 事	1-(10)	★障害福祉サービス経験者(※4)	1576
	業		★指導員 (※1)	1571
	児		★児童指導員(※2)	1572
	里 発	 放課後等デイサービス事業を行う施設	★保育士 (※3)	1573
	達士	が、「大学など日が温度	児童発達支援管理責任者	1574
	又 援		機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	1575
	セン	1- (10)	★障害福祉サービス経験者 (※4)	1576
児	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	居宅訪問型児童発達支援事業を行う	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)	1577
童		施設 1-(10)	児童発達支援管理責任者	1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)	1577
福		1-(10)	児童発達支援管理責任者	1574
	陸宝	旧扣款士採車要	相談支援専門員	1581
祉	悍舌!	児相談支援事業 1-(11)	相談支援員	1582
			児童指導員	2511
法			保育士	2512
	乳児	完	個別対応職員	2513
			家庭支援専門相談員	2514
		2-(2)	里親支援専門相談員	2515
			★児童指導員(※2)	5211
		ᄧᄞᄓᄑᅕᄝᅅᆂᆉᄶᇎᄼᄼᅩᅕᅶᆖᇚ	★保育士 (※3)	5212
	医療	型児童発達支援を行う施設	児童発達支援管理責任者	5213
		2-(13)	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	5214
	(肢体	発達支援医療機関 本不自由児施設支援 E心身障害児施設支援	★児童指導員 (※2)	2451
	国 国	記分障害児施設又接 国立高度専門医療研究センター及び独立行 放法人国立病院機構が設置する医療機関で 5つて内閣総理大臣が指定するもの 2-(14)	★保育士 (※3)	2452
			相談援助業務を行っている指導員	2531
	児童	自立生活援助事業を行っている施設	個別対応職員	2352
		2-(22)	自立支援担当職員	2353
	地域 施設	子育て支援拠点事業を行っている 2-(25)	相談援助業務を行っている職員	2561
		慢性特定疾病児童等自立支援事業を ている事業所 2-(84)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081

	児	童分	予	施設・職種
	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
	若年被害女性等支援事業を行っている事業所	2- (89)	相談援助業務又は自立支援を行う職員	5221
	養育支援訪問事業を行っている事業所	2- (90)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く)	2- (91)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
児	親子再統合支援事業を行っている事業所	2- (92)	相談援助業務を行っている職員	5251
			支援コーディネーター	5261
童	社会的養護自立支援拠点事業を行っ 事業所	ている	生活相談支援員	5262
	予末別	2- (93)	就労相談支援員	5263
福	妊産婦等生活援助事業を行っている	車業派	支援コーディネーター	5271
	妊産婦寺生団援助事未を行うている。	字 元 //1 2- (94)	母子支援員	5272
祉	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	2- (95)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	2- (96)	相談援助業務を行っている職員	5291
法			児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
	こども家庭センター		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		2- (97)	統括支援員	5303
	地域子育て相談機関	2- (98)	相談支援業務を行っている職員	5311
	利用者支援事業を行っている施設	2- (26)	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行う職員 (相談員)	2291
	支地 援域 障害児等療育支援事業を行って 事生 施設	ている 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2441
そ	心身障害児総合通園センター	2- (21)	相談援助業務を行っている職員	2521
0	子育で短期支援事業(短期入所生活接事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施 及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行っている職員	2541
他	重症心身障害児(者)通園事業を行う	佐郎	★児童指導員(※2)	2581
		他 2-(29)	★保育士 (※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事 基づく教育機関	業に 2-(74)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点	2- (77)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター	2- (85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111

注意事項

- (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験 を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国 家試験のみ受験できます。)
- (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、 その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験で きます。)
- (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士 国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護 福祉士国家試験のみ受験できます。)

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

					高齢者	分 野	施設・職種
		施	设 種	類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
		指定介護	女人垣	补齿型		生活相談員	1011
	_	1日疋川 改	色八個	111.11世成	1- (23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	介 護					支援相談員	1021
	保	介護老人	呆健施	設		相談指導員	1023
	介護保険施設				1- (23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
	設	介護医療	完		1- (23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
		指定介護	療養型	医療施設	1- (23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	地域	包括支援セ	ンター	-	1- (24)	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041
	/ 指	特定施設入 定地域密着型物	寺定施設	入居者生活が	護を行う施設	生活相談員	2221
	指 【を含	が記録をおける でする でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも	E施設人	居者生活介證	を行う施設 2-(4)	計画作成担当者	2222
介	· 差	通所 該地 計画所 該地 所	護を行 !通所介護 防通所 を行う !型通所	う施設 護行う施 を行う施設 を が設 施護 を 行う 施護 を 行う 施 で う 施 き で う 施 き で う 施 き で う た う に う に う に う に う ら う ら う う う う う う う う	施設施設	生活相談員	2011
護保保	/ 基	短期入所生 基準該当短期及 新定介護予防短 基準該当介護予 なむ	所生活 期入所	介護を行う。 生活介護を	施設行う施設	生活相談員	2051
 険 法	〔指定	通所リハビ 介護予防通所リ 老人保健施設に	ハビリテ	ーションを行	庁う施設を含む)	支援相談員	2091
	(指定	短期入所療 定介護予防短期 老人保健施設に	入所療	養介護を行	う施設を含む)	支援相談員	2111
	指定定	期巡回・随時対	 立型訪問	介護看護を行	う施設 2-(44)	オペレーター	2771
	指定	夜間対応型	訪問介	護を行う	施設 2-(45)	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(47)					介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
					を行う施設 行う施設を含む) 2-(47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定	複合型サー	ビスを	一行う施設	2- (47)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
		地域密着型 介護を行う		 人福祉旅	运 設入所者	生活相談員 介護支援専門員	2191
					2- (48)	「	2192
					事業所 2-(49)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
					事業所 2-(50)	担当職員	2211
	第一号	分談予防支持	養事業を	行っている	事業所 2-(50)	担当職員	2911

注意事項

- (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。詳細につきましては本校へお問い合わせください。
- (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国 家試験を受験することはできません。詳細につきましては本校へお問い合わせください。

	高 齢 者	分 野	施設・職種
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
	養護老人ホーム 1-(21)	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(21)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム 「都市型軽費老人ホーム、	生活相談員	1071
老人	軽費老人ホーム (A型、B型)、 ケアハウスを含む 1-(21)	主任生活相談員	1072
)人福祉法	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(21)	相談・指導を行う職員	1081
144	老人短期入所施設 1-(21)	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター 1-(21)	生活相談員	1101
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(21)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271
	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(51)	生活援助員	2251
その他	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業 2-(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2801

			害者	分 野	 施設・職種
				相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
				身体障害者福祉司	1321
				心理判定員	1322
身	身体障害者更生材	相談所		職能判定員	1323
体 障			1-(13)	ケース・ワーカー	1324
身体障害者福祉法	在宅障害者デイサ	ンター(A型、B型) ービス施設 サービスセンター)	1- (14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館		2- (30)	相談援助業務を行っている職員	2321
福精祉神			2 (66)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
に関する法律特保健及び精神院				精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
法律神院	精神保健福祉セン	<i>74</i> –		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
- 障 害 者			1- (15)	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知				知的障害者福祉司	1351
知祖的	知的障害者更生相	阳武水市后		心理判定員	1352
祉障 法害者	加切库吉在史生生			職能判定員	1353
者			1- (20)	ケース・ワーカー	1354
	. (=0)			★生活支援員(※7)	1121
	障害者支援施設			就労支援員	1122
			1- (25)	サービス管理責任者	1123
	地域活動支援セン	ンター	1-(26)	★指導員 (※7)	1131
	福祉ホーム		1- (27)	管理人	1141
	基幹相談支援セン		2-(82)	相談援助業務を行っている職員	5121
障害	草 視覚障害者	日者更生施設 音更生施設 昏障害者更生施設	2- (5)	★生活支援員(※7)	2831
	更 身体障害者	更 身体障害者療護施設	2- (5)	★生活支援員(※7)	2841
者総	接 身体障害者 (入所、通	音授産施設 通所、小規模通所)	2- (5)	★生活支援員 (※7)	2851
合	設 身体障害者	音福祉工場	2- (5)	★指導員 (※7)	2861
宣支	精	音生活訓練施設	0 (2)	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	1191
	障 害 精神障害者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2-(6)	精神保健福祉士	1201
援	者 作作学音音	百坟生。他故 所、小規模通所)	2-(6)	精神障害者社会復帰指導員	1201
法	会 ———		۷- (۵)	精神保健福祉士	1211
		精神障害者福祉工場		精神障害者社会復帰指導員	1212
	施 精神障害者	音福祉ホーム	2- (6) 2- (6)	管理人	1221
		 音更生施設	2- (7)	★生活支援員(※7)	1231
	知的障害者援護施設 知的障害者援護施設 知的障害者	者授産施設 通所、小規模通所)	2-(7)	★生活支援員(※7)	1241
	施 知的障害者	新 全通勤寮	2-(7)	★生活支援員(※7)	1251

			害 者	分 野	施設・職種
		施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
		生活介護を行う施設		★生活支援員(※7)	1271
		土伯月夜で刊ノ旭以	1- (28)	サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設		★生活支援員(※7)	1281
		(機能訓練、生活訓練)	1- (28)	サービス管理責任者	1282
				★生活支援員(※7)	1291
		就労移行支援を行う施設		就労支援員	1292
n.t.		(認定就労移行支援を含む)		サービス管理責任者	1293
障			1- (28)	職業指導員 (相談援助を行う場合に限る)	1294
害	障			★生活支援員(※7)	1301
者	障害福祉	就労継続支援を行う施設 (A型、B型)		サービス管理責任者	1302
総	祉		1- (28)	職業指導員(相談援助を行う場合に限る)	1303
	サー	就労定着支援を行う施設		就労定着支援員	1621
合	ビ		1- (28)	サービス管理責任者	1622
支	ス事業	自立生活援助を行う施設		地域生活支援員	1631
援	業		1- (28)	サービス管理責任者	1632
法		療養介護を行う施設	2-(32)	相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む)	2- (32)	相談援助業務を行っている職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設	2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設	2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 【精神障害者グループホーム、 【知的障害者グループホームを含む】	2- (32)	相談援助業務を行っている職員	2371
	地 域 生	身体障害者自立支援事業を行っている施設	2- (36)	相談援助業務を行っている職員	2381
障害	活	日中一時支援事業を行っている施設	2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
害者総合支援法	支援事業	障害者相談支援事業を行っている施設	2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
台支	一般	相談支援事業所	1- (29)	相談支援専門員	1591
援	性学	相談支援事業所		相談支援専門員	1601
仏	17/2/	印欧文版学术 /	1-(30)	相談支援員	1602
	相談	支援事業を行う施設	2- (35)	相談支援専門員	2871
のぞう		行政法人国立重度知的障害者総	合施設	相談援助業務を行っている指導員	2301
園み法の	0 ·	ぞみの園」 	2-(15)	相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者 支援法	発達	章害者支援センター		相談支援を担当する職員	2461
援害法者			2-(66)	就労支援を担当する職員	2462

注意事項

(※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験 を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士 国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

	障害者	分 野	施設・職種
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
暗	広域障害者職業センター 2-(67)	障害者職業カウンセラー	2471
障害者	11.14位左左 北聯學 1.27/20	障害者職業カウンセラー	2481
履	地域障害者職業センター 2-(68)	職場適応援助者	2482
用の促進	障害者雇用支援センター 2-(70)	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条 第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
等に		主任就業支援担当者	2501
関す	障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者	2502
促進等に関する法律	関告有机乗・生石又按センター 	主任職場定着支援担当者	2503
律	2- (72)	生活支援担当職員	2504
安職	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
安職業	○ 公共収未及足別○ 2-(73)	障害学生等雇用サポーター	2982
	知的障害者福祉工場 2-(16)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を	地域体制整備コーディネーター	2731
	行っている施設 2-(38)	地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を	地域体制整備コーディネーター	2811
そ	行っている施設 2-(39)	地域移行推進員	2812
_ の _ 他	精神障害者アウトリーチ推進事業を 行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
16	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を 行っている施設 2-(41)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適 応援助者助成金受給資格認定法人 2-(69)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場 適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(71)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行っている者	2921

						そ	の	他	の分野	施設・職種
		施	設	種	類				相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
地域保健法	保健所								精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
									精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
									精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
								1-(1	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514

その他の分野						
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード			
医療法	病院・診療所	相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健 医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521			
	1-(12)	退院後生活環境相談員	1522			
	救護施設 1-(16)	生活指導員	1491			
	更生施設 1-(16)	生活指導員	1501			
生	授産施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591			
生活保護法	宿所提供施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601			
護	被保護者就労支援事業を行っている事業所 2-(65)	就労支援員	2931			
14		生活支援員	5181			
	日常生活支援住居施設 2-(86)	生活支援提供責任者	5182			
	(/	主任相談支援員	2941			
自立支援法 生活困窮者	生活困窮者自立相談支援事業を行っている 自立相談支援機関	相談支援員	2942			
支困	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	2943			
援第	生活困窮者家計改善支援事業を行っている	就労準備支援担当者	2944			
	事業所 2-(63)	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	2945			
社会福祉	福祉事務所 1-(17)	査察指導員(指導監督を行う職員) 身体障害者福祉司(指導監督を行う職員) 知的障害者福祉司(指導監督を行う職員) 老人福祉指導主事(指導監督を行う職員) 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員 女性相談支援員 母子・父子自立支援員、母子相談員 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 相談援助業務を行っている指導職員	1471 1472 1473 1474 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487			
法	2-(9)	THMAのAので用フトでも用守帳具				
	都道府県社会福祉協議会 2-(10)	専門員(日常生活自立支援事業を行う職員) 相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮) 者その他要援護者に対するものに限る。	2621			
		専門員(日常生活自立支援事業を行う職員)	2631			
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2632			
	2-(11)	相談援助業務を行っている職員 主として高齢者、障害者、児童、生活困窮 者その他要援護者に対するものに限る。	2633			

	*	の他の)分野	施設・職種
	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
への難な			相談支援員	1531
支援にな問題な	女性相談支援センター		心理支援員	1532
への支援に関する法律困難な問題を抱える女性		1-(18)	女性相談支援員	1533
法女性	女性自立支援施設	1-(19)	入所者の自立支援を行う職員	1541
保母	母子健康包括支援センター	2- (78)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
保 健 法	産後ケア事業を実施する施設	2- (87)	相談に応ずる職員	5191
防止法 防止法力	配偶者暴力相談支援センター	2- (88)	女性相談支援員	5201
並びに寡婦福祉法 母子及び父子	母子・父子福祉センター	1- (22)	母子及び父子の相談を行う職員	1551
			刑務官	5011
刑事収容施設法	파마 		法務教官	5012
谷施	刑事施設		法務技官 (心理)	5013
設法		2-(17)	福祉専門官	5014
少			法務教官	5021
少年院法	少年院		法務技官(心理)	5022
法		2-(17)	福祉専門官	5023
鑑別少	小在傑門記		法務教官	5031
鑑別 別 所 法	少年鑑別所	2-(17)	法務技官(心理)	5032
重	地方更生保護委員会		保護観察官	2641
更生保護法	地刀叉生体跨安貝云	2-(18)	社会復帰調整官	2642
護	保護観察所		保護観察官	2651
法		2-(18)	社会復帰調整官	2652
更			補導主任	2661
更生保護事業法	再上兒蓮佐記		補導員	2662
事業	更生保護施設		福祉職員	2663
未法		2-(19)	薬物専門職員	2664
所裁 法判	家庭裁判所	2- (83)	家庭裁判所調査官	5131
補償保険法	労災特別介護施設	2- (20)	相談援助業務を行っている指導員	2671
医療等に関する法律難病の患者に対する	難病相談支援センター	2- (75)	難病相談支援員	5061

その他の分野					
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード		
の促進に関する法律成年後見制度の利用	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(81)	相談援助業務を行っている職員	5141		
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている 施設 2-(24)	相談援助業務を行っている相談員	2721		
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(27)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041		
	就業支援専門員配置等事業 2-(28)	就業支援専門員	5051		
	地域福祉センター 2-(54)	相談援助業務を行っている職員	2681		
	就労支援事業を行っている事業所 自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業 2-(55)	就労支援員	2951		
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751		
	2-(56)	その他相談援助業務を行っている職員	2752		
	地域生活定着支援センター 2-(57)	相談援助業務を行っている職員	2761		
	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所 2-(58)	相談援助業務を行っている相談員	2691		
そ	ホームレス自立支援センター 2-(59)	生活相談指導員	2701		
の他	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2961		
	被災者に対する相談援助業務を実施する 事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971		
		主任相談支援員	2891		
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)	相談支援員	2892		
	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員	2893		
	2- (62)	家計相談支援員	2894		
	地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321		
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(76)	支援コーディネーター	5071		
	地域若者サポートステーション 2-(79)	相談援助業務を行っている職員	5151		
	子ども・若者総合相談センター 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5161		
	厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(99)	相談援助業務を行っている相談員	9999		

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、 社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施 設 ・ 事 業 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
里 反才	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を 行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月~19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
	指導員	3041
知的障害者デイサービスセンター	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業)		
(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者 福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等にお いて実施する事業		
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業)	相談援助業務を行っている職員	3061
知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、 盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、 肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症 心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授 産施設において実施する事業		
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) (身体障害者デイサービス事業、 知的障害者デイサービス事業を含む)	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月~19 年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業		
知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け (優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等 において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活 援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	3101
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施) する事業	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

査察指導員等の5職種(社会福祉士短期通信学科向け)

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード					
児童福祉法							
児童相談所	児童福祉司	1361					
身体障害者福祉法							
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321					
知的障害者福祉法							
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351					
社会福祉法							
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)	1471					
恒型 <i>争伤门</i>	老人福祉指導主事(指導監督を行う職員) (※8)	1474					

注意事項

(※8)老人福祉指導主事とは、所員に対し、指導監督を行う社会福祉主事(スーパーバイザー)をいいます。

上記の5職種は都道府県・指定都市の上記相談機関または福祉事務所に配置されるものです。

なお、福祉事務所の場合は、査察指導員、老人福祉指導主事が受験資格となりますが、その中には現業員・ケース ワーカー(ただし、社会福祉士一般通信学科のコード 1481 には該当)、事務担当者は含まれません。